

# 青山荘ホームヘルパー派遣センター利用料金表

平成 30 年 8 月現在

特定事業所加算Ⅱ指定により、それぞれのサービスについて、平常の時間帯(午前 8 時から午後 6 時まで)での料金は次の通りです。

身体介護		30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間半未満	1 時間半以上 (30 分増す毎に)
	1 割	273 円	433 円	633 円	91 円づつ増
生活援助		45 分未満	45 分以上		
	1 割	199 円	245 円		
身体生活 ※身体介護に 引き続き生活 援助を行う場 合		身体 + 生活 20 分以上	身体 + 生活 45 分以上	身体 + 生活 70 分以上	
	1 割	身体+73 円	身体+145 円	身体+218 円	
通院等 乗降介助	1 割	1 回	108 円		
加算	特定事業所加算 (Ⅱ) ※上記料金表に含まれています。				10%増
	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)				13.7%増
	二人派遣 (厚生大臣の定める要件を満たす利用者)				×2
	早朝 (午前 6 時から午前 8 時まで) 夜間 (午後 6 時から午後 10 時まで)				25%増
	深夜 (午後 10 から午前 6 時まで)				50%増
	初回加算 (月額)				200 円
	緊急時訪問加算				100 円

- \* 2 割負担の方は 2 倍、3 割負担の方は 3 倍の料金になります。
- \* 「初回加算」は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合加算されます。
- \* 「緊急時訪問加算」は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護 (身体介護) を行った場合加算されます。
- \* 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。
- \* 平常の時間帯 (午前 8 時から午後 6 時) 以外の時間帯でサービスを行う場合には、上記の割合で利用料金の割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。
- \* 介護職員処遇改善加算Ⅰとして、1 ヶ月の総単位数の 13.7%が料金に加算されます。
- \* 介護輸送サービス運賃は最初の 15 分まで 100 円、以降 15 分ごとに 100 円加算。
- \* 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

## 青山荘ホームヘルパー派遣センター利用料金表（介護予防）

平成 30 年 8 月現在

1 ヶ月ごとの定額制です。介護予防計画において位置づけられた支給区分によって次のとおりとなります。

支給区分	I（おおむね週 1 回）	II（おおむね週 2 回）	III（おおむね週 3 回）
利用料金	1,168 円	2,335 円	3,704 円
加 算	初回加算（サービス提供責任者が初回サービス 又は同行訪問した場合）		200 円/月
	介護職員処遇改善加算（I）		13.7%増

※ 2 割負担の方は 2 倍、3 割負担の方は 3 倍の料金になります。

※ 契約者の体調不良や状態の改善により介護予防訪問介護計画に定められた期日よりも利用が少なかった場合、又は介護予防訪問介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引き又は増額はしません。

※ 月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては原則として日割り計算は行いません。

- ① 月途中で要介護から要支援に変更になった場合
- ② 月途中で要支援から要介護に変更になった場合
- ③ 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

※ 月途中で要支援度が変更になった場合は、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。